

平成24年(ワ)第121号 損害賠償請求事件

判決理由の要旨

本件は、亡■■■■(以下「亡■■■」という。)が、同じクラスの同級生である被告A1及び被告B1と別のクラスの同級生被告C1(以下「被告少年ら」という。)から受けたいじめ行為が原因で自殺したとして、亡■■■の両親である原告らが、被告少年ら及びその父母等(以下「被告父母ら」という。)に損害賠償を請求する事案である。

本件の主要な争点は、①被告少年らの亡■■■に対する行為、②亡■■■の自殺の原因、③被告少年らの共同不法行為責任(予見可能性を含む。)、④被告父母らの監督責任の4点である。

被告少年らの行為として認定されたものをここで個別に取り上げることはできないが、亡■■■が自殺に至る経緯の概要は以下のとおりである。すなわち、亡■■■は、共通の趣味であるゲームを通じて親しくなった被告A1及び被告B1との間で友人関係を形成し、1学期から夏休みを通じてその関係を次第に深めていったが、2学期に入ると、被告A1及び被告B1が仕掛ける側、あるいは、いじる側、亡■■■が仕掛けられる側、あるいは、いじられる側という関係が固定化し、これが被告A1及び被告B1において、亡■■■を格下と位置付ける意識の形成につながり、亡■■■に対する暴行などの行為が次第にエスカレートしていくことになった。そして、こうした行為は、それ自体が亡■■■に心理的負荷を与えるものであることに加え、被告A1及び被告B1との友人関係の崩壊や上下関係の固定化に伴い、亡■■■の強い孤立感・無価値感の形成に結び付いていった。そのような中、亡■■■は、希死念慮を口にするようになり、平成23年10月上旬には、被告A1から連日にわたって強い暴行を受けたことから、被告少年らとの関係からの離脱も試みたが、その翌日には、被告B1及び被告C1に自宅に訪問されて著しく困惑させられることになり、自宅においても被告少年

らとの関係から解放されないとの強い不安感を抱き、登校自体を避けることも考えるようになっていた。以上の事実経過の中で、亡■が3連休の明けた10月11日朝の登校時刻に自殺したのであるから、亡■の自殺の主たる原因は、被告A1及び被告B1の亡■に対する行為及びそこから形成された関係性にあったといえることができる。被告らが主張する家庭の問題については、亡■の学校での問題を家庭内で受け止めて家庭において安心感を与えることができなかつたという意味以上のものを見いだすことができず、亡■の自殺の原因を家庭に求めることはできない。

そして、被告A1と被告B1の行為は、それ自体が亡■に心理的負荷を与えるとともに、友人関係を上下関係に変容させて固定化していき、そのような関係性の中で、亡■を精神的に追い詰める行動の積み重ねであったといえることができる。全体として、亡■に対し、希死念慮を抱かせるに足りる程度の孤立感・無価値感を形成させるとともに、このような関係が今後も継続するという無力感・絶望感を形成させるものであった。そして、被告A1と被告B1のそれぞれが、他方の行為の主要部分を相互に認識しながらそのような行為に及んでいた以上、その一連の行為が、一体として、亡■の自殺に結び付く違法な権利侵害行為に該当し、かつ、相互の意思関与の下にこれを共同したといえることができる。そして、こうした行為の積み重ねは、それ自体が亡■に孤立感・無価値感・無力感・絶望感を形成させるのに十分であつて、そのような心理状態に至つた者が自殺に及ぶことは、一般に予見可能な事態であつたといえる。

他方、被告C1の行為は、亡■に希死念慮を抱かせるに足りる孤立感・無価値感・無力感・絶望感の形成という観点から、被告A1及び被告B1と一体となつてこれに関与してたとまではいえない。また、被告父母らについても、その監督義務違反があつたとまでは認められない。

以上